2026 年 10 月 5 日制定

じもとつながるプラン電力供給契約重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

電気事業法第２条の１３の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。
その他詳細の約款についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気供給約款・電気供給約款別冊　掲載URL　https://chiikisosei.co.jp/company/yakkan_list/

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社地域創生ホールディングス　小売電気事業者登録番号 A0253 〒171-0021 東京都豊島区西池袋１丁目 4-10 光ウエストゲートビル　代表取締役 渡邊 航大 お問い合わせ窓口　電話　0570-099-959　受付時間　 10：00～18：00(月～金)　※土曜・日曜・祝日は非営業日 Ｅメール　support@chiikisosei.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	書面、WEB ページまたはお電話によるお申込み	計量方法	一般送配電事業者設置の電力量計により計量
供給電圧	100V/200V	請求締日	原則検針・計量日の属する月の末日。 ただし、末日が営業日でない場合には、 前営業日。
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz （静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、 東側を東日本、西側を西日本としています）	小売供給に 係る料金	料金表記載のとおり。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。
契約期間	料金適用開始の日から、解除または解約により供給契約が消滅する日まで		
契約種別	申込用紙等の別紙または当社が指定する WEB ページに記載のとおり。	契約容量	申込用紙等の別紙または当社が指定するWEB ページに記載のとおり。

・電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、並びに安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。
・本プランの電力量料金は、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場における 30 分ごとのエリアプライスに連動して算定されるため、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。
※当該変動の額の算出方法は、プランの料金構成および安定供給維持費に関する説明箇所をご確認ください。
・当社は、料金改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいい、以下同じとします。）をする場合があります。料金改定を行う場合は、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適当と判断する時期までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に合意いただけない場合は、料金改定を行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。

■供給開始予定日

1.供給開始日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の最初の検針日となります。
2.お引越しなど新しい住所で電気の使用を開始する場合は、その使用を開始する日を供給開始日といたします。

■料金の支払い方法・支払期日

No.	支払い方法		支払期日
1	クレジットカード	支払日はカード会社によって異なります。	原則としてクレジットカード会社から当社への支払い日
2	その他	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	

※当社は、お客さまに対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。

■契約の解約等

1.契約期間中に、お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、希望する終了日の 20 日前までに、当社に通知していただきます。

2.当社は、電気供給約款 43（解約等）に定めるとおり、お客さまが料金を支払期日までに支払わない等その他の解約事由に該当する場合には、供給契約を解約することがあります。また、当社は、解約希望日の 60 日前までにお客さまに対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。

3.お客さまが他の小売事業者に電気の供給契約を切り替える場合、当社に通知することなく供給契約を終了することができますが、その場合、一般送配電事業者を通じて当社になされる解約期日の通知をもって、お客さまから当社への解約通知とみなします。なお、この場合は他の小売事業者を通じて当社になされる解約期日の前日を供給契約の終了日といたします。

■スマートメーターへの取り替え

1.お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、需給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。（需給開始後、取り替える場合もございます。）

2.取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■違約金

契約期間	料金適用開始の日から、解除または解約により供給契約が消滅する日まで
初回事務手数料	なし
解約違約金	なし

お客さまが、契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで供給契約を終了させる場合で、当社と一般送配電事業者との、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払い頂きます。

■各種手数料

（税込）

電気量のお知らせ発行手数料	165 円／月
申込確認書再発行手数料	330 円／回
請求明細発行手数料	220 円／月
再請求事務手数料 振込兼コンビニ請求書発行手数料 お客様番号通知書発行手数料	各 550 円／回
支払証明発行手数料	770 円／回

■ご請求金額・ご使用量のご確認

・毎月のご請求金額・ご使用量は、「マイページ」にてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。
・請求明細の郵送を希望される場合は、有料で発行いたします。ただし、その場合も、じもとつながるプランの料金計算の根拠となる 30 分ごとの使用電力量については、「マイページ」等でご確認いただきます。
・お客さまの 30 分ごとの使用電力量データの保管期間は 3 か月とし、保管期間が過ぎたものは順次削除いたします。

■遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。)を乗じて算定した金額の遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、供給契約において特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。この場合、原則としてお客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

■安定供給維持費について

安定供給維持費とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める以下の金額をお客さまが使用する電気の料金において請求するものをいいます。
安定供給維持費のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書」（名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。）にて事前にお客さまに開示します。

No.	対象のお客さま	安定供給維持費の算定式
1	供給区域②の従量電灯Ａのお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額 ×（1＋消費税率） ※日割計算をいたしません。
2	上記以外のお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力（kW）（※1）× 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価（※2）×（1＋消費税率） ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。

●調整金について

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。

シェア変動調整金	小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。
年次再算定調整金	小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

調整金の金額は、以下のいずれかの算式により算定します。
なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N＋2月の検針日からN＋3月の検針日の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

No.	対象のお客さま	調整金の算定式
1	供給区域②の従量電灯Ａのお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額 ×（1＋消費税率） ※日割計算をいたしません。
2	上記以外のお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力（kW）（※1）× 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価（※2）×（1＋消費税率） ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。

調整金のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」（掲載URLは本書冒頭をご参照ください）または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」にて事前にお客さまに開示します。
また、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

※　当社は、当社の裁量により、調整金の請求または還元について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

※　供給契約が終了する場合、前述の超過分の繰越または請求・還元の分割の結果、供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25（保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。
※1 契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。
※2 当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものといたします。
※　各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。その他の詳細は、サービスサイト掲載の電気供給約款における安定供給維持費に係る規定に定める内容をご確認ください。

■各種プランに適用する支払繰延規定について

1.一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。）が一定基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期限を繰り延べるものとします。
2.延滞額は、以下の算定式によって求められる額とします。

〔算定式〕使用電力量（JEPXエリアプライス平均値（※1）－基準単価（※2））×（1＋消費税率）

※1:N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延額は、N＋1月1日からN＋1月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定します。
※2:基準単価は、当社の電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は毎月1日時点において基準単価の見直しを行い、変更があれば当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を確認することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後の基準単価により算定する繰延額の適用を開始します。

3.N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延額の支払期日は、N＋3月の検針日からN＋4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同じとします。
4.電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額については、電気供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。

■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■契約に関わる注意事項

1.当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス　●割引メニューまたは割引サービス　●各種照会サービス　●その他旧事業者との取引に係るサービス等

2. 当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客さまには、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客さまの

供給契約を解約する場合があります。詳細は電気供給約款および託送供給等約款をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）

●検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること

●一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

3.お客さまが下記のいずれか（⑤を除きます。）に該当した場合、当社は、解除日の15日前までに書面での通知をした上で供給契約を解除することがあります。お客さまが以下の⑤に該当した場合には、当社は、事前通知することなく、ただちに供給契約その他お客さまと当社との間で締結したすべての契約を解除します。

①お客さまが電気料金（この供給契約以外の電気料金を含みます。）を当社の定める支払期限を超過してなお支払われない場合

②お客さまが電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務を支払われない場合

③託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合で、当該一般送配電事業者の定めた期日までにその原因が解消されないとき

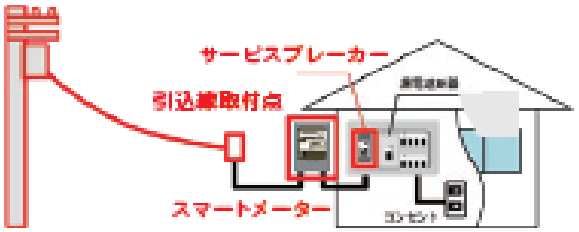
④お客さまがその他電気供給約款の規定に違反した場合

⑤お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力と判断される状態となった場合

4.供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、
工事や修理の際には費用負担は原則ありません。
それ以外の敷地内機器および設備における工事や
修理の際お客さまのご負担となります。



お客さまは、供給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中にお客さまが当社に対して通知、提出または登録等（以下、総称して「通知等」といいます。）をおこなったお客さまの契約住所、需給場所住所または連絡先等その他の情報（以下、総称して「お客さま情報」といいます。）を変更した場合は、直ちに変更後のお客さま情報について当社に対して通知等をおこなうものとします。なお、お客さまが通知義務等を懈怠した場合、これに起因してお客さまが被った損害等（当社からの通知がお客さまに到達しないことを含みますが、これに限りません。）について当社は一切の責任を負わないものとします。

■再点（※）お申込み時の注意事項

1. 当社は、必要に応じてお申込み内容の確認のためお客さまへ連絡する場合があります。なお、当社が確認を必要とした場合において、再点希望日の2営業日前までにお客さまと連絡がつかない等、お申込み内容の確認ができないときは、再点のお申込み（本件契約締結のお申込み）はキャンセルとなります。
2. 再点希望日よりも前に、お客さまがブレーカーを上げる等電気の使用を開始した実態が確認された場合、再点希望日にかかわらず、当該電気の使用開始日を再点日といたします。

※現在電気の供給が廃止されている需要場所について、電気の供給を開始することをいいます。

■契約電力、契約電流および契約容量の決定方法

1. お客さまが申し出た契約電力、契約電流または契約容量が、契約負荷設備の内容に照らして不合理である場合、または、お客さまからこれらに関する申出がない場合は、契約負荷設備の内容等を踏まえ、当社の裁量により契約電力、契約電流または契約容量を決定するものといたします。
2. 上記1にかかわらず、お客さまの供給契約が従量電灯であり、かつ、お申込みの区分が再点であるときは、原則として需要場所において廃止される前の供給契約における契約電流または契約容量を引き継ぐものといたします。また、設備状況が判断できない場合、または廃止される前の供給契約において実量制（過去の一定期間の最大需要電力に基づき契約電力を定める方法をいいます。）が適用されていた場合には、供給区域①においては契約電流を40アンペアとし、供給区域②においては契約容量を４キロボルトアンペアとします。

■電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります。

●凍結するおそれのある地域の廃止：凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し破裂する可能性があります。
凍結により温水器本体が破損する可能性があります。（このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。）

●マンション等の共用灯の廃止：エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。

●人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

■管轄裁判所

供給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

個人情報の取り扱いについて

当社にご提出いただいたお客さまの個人情報［氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等］は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ＡＳＰサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ

（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、特定商取引法第5条第1項もしくは第2項の書面を受領した日（その日前に同法第4条第1項の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）または同法第19条第1項もしくは第2項の書面を受領した日（その日前に同法第18条第1項の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）による通知を発した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。

2.この場合、

① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。

② すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。

③ お客さまがすでに対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

⑤ 電気の提供に伴いお客さま等の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、お客さまはその原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面をお客さまが受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。

4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称：株式会社地域創生ホールディングス　受付窓口

住所：〒171-0022　東京都豊島区南池袋 2-49-７　池袋パークビル 3F

Ｅメール：support@chiikisosei.co.jp

じもとつながるプラン料金一覧

燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。
当該変動の額に上限はありません。

じもとつながるプランの料金構成	
基本料金	その１月の契約電流または契約容量に応じて、料金表に定めるとおりといたします。
電力量料金	電力量料金＝①＋②＋③＋④ ① 使用電力量 × 託送料量単価（※1） ② 30分コマ（※2）ごとの使用電力量 × 各30分コマに対応するエリアプライス（※3）÷（1－損失率（※4））×（1＋消費税率） ③ 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量1kWhあたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）（※5）÷（1－損失率（※4））×（1＋消費税率） ④ 供給管理費 供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額といたします。 （使用電力量 × 供給管理費単価 ×（1＋消費税率）） 供給管理費単価は、7円（税別）とします。 ※本プランにおいては、毎月の電気料金の一部に相当する金額を、お客さまの電気ご利用場所の所在する地方自治体へ寄付いたします。詳細については、供給約款別冊11（じもとつながるプランに係る自治体への寄付）にて定めるとおりといたします。 寄付内容および実績については当社ホームページにて随時開示いたします。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に使用電力量を乗じた金額を再生可能エネルギー発電促進賦課金としてご請求します。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令による1kWhあたりの告示金額のとおりです。
安定供給維持費	容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として「■安定供給維持費について」に定める金額をお客さまが使用する電気の料金において請求するものをいいます。

料金表①

供給区域①	基本料金（税込）※6					
	従量電灯Ｂ					従量電灯Ｃ
	20Ａ	３０Ａ	４０Ａ	５０Ａ	６０Ａ	６ｋＶＡ以上 50ｋＶＡ未満
	1需要場所あたり					１ｋVAあたり
北海道エリア	591.80円	887.70円	1183.60円	1479.50円	1775.40円	295.90円
東北エリア	453.20円	679.80円	906.40円	1133.00円	1359.60円	226.60円
関東エリア	461.34円	692.01円	922.68円	1153.35円	1384.02円	230.67円
中部エリア	429.00円	643.50円	858.00円	1072.50円	1287.00円	214.50円
北陸エリア	484.00円	726.00円	968.00円	1210.00円	1452.00円	242.00円
九州エリア	454.76円	682.14円	909.52円	1136.90円	1364.28円	227.38円

料金表②

供給区域②	基本料金（税込）※6		
	従量電灯Ａ	従量電灯Ｂ※7	
	6kVA未満	6 kVAまでの部分	6 kVA以上 50 kVA未満の部分
	1需要場所あたり		1kVAあたり
関西エリア	290.40円	290.40円	96.80円
中国エリア	326.70円	326.70円	108.90円
四国エリア	363.00円	363.00円	121.00円

＜確認事項・注意事項＞

・お住まいの地域により提供エリア内であっても、離島や動力契約など一部電力の提供ができない場合がございます。

・お客さまのご契約状況によっては現在の電力使用料金よりも安くならない場合がございます。

※1 「託送料量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給約款に定める託送料金の単価を指すものといたします。

※2 「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものといたします。

※3 「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の管轄区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものといたします。

※4 「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給約款に定める損失率を指すものといたします。

※5 N月の検針日からN+1月の検針日までの期間において使用された電気の料金には、N月1日からN月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものといたします。

※6 電気使用量が0kWhの場合は基本料金が半額となります。

※7 6kVAを超える場合は、6kVAまでの部分の基本料金に、6kVAを超えた分のkVA数に1kVAあたりの単価を乗じた金額を加算した額とします。

お客さま各位

株式会社地域創生ホールディングス

電気供給約款等の変更に関するお知らせ
＜送配電事業者託送料金改定分の新設について＞

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、電気の託送を行う一般送配電事業者において、託送供給等約款に定める託送料金の改定が行われることを踏まえ、2026 年 11 月 1 日付にて電気供給約款および別冊を改定し、この改定に伴う差額に相当する額を、新たな請求項目「送配電事業者託送料金改定分」として新設いたします。なお、電源調達調整費が設定されているご契約プランにつきましては、送配電事業者託送料金改定分を電源調達調整費の内訳項目として含めてご請求いたします。電源調達調整費が設定されていないご契約プランにつきましては、送配電事業者託送料金改定分を独立した項目としてご請求いたします。

■変更の内容（以下の内容を追加します。）

＜送配電事業者託送料金改定分＞

1. 概要

当社は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金（以下「託送料金」といいます。）の改定により、現行託送料金が基準託送料金を上回ることとなった場合には、その差額に相当する額を、送配電事業者託送料金改定分として、2026 年 11 月 1 日以降にお客さまが使用する電気に係る料金の構成要素の一つに加算し、お客さまに請求いたします。
現行託送料金が基準託送料金を下回ることとなった場合には、当社は、当該差額に相当する額をお客さまに還元いたします。

2. 送配電事業者託送料金改定分の算定方法

送配電事業者託送料金改定分は、以下のイからハまでの定めにより算定される金額といたします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。

イ　送配電事業者託送料金改定の算定
送配電事業者託送料金改定分は、次の算定式により算定いたします。

送配電事業者託送料金改定分	（託送基本料金相当分＋託送電力量料金相当分）×（1＋消費税率）

ただし、電力量料金の算定式において託送従量単価（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。）を用いる契約種別につきましては、託送電力量料金相当分は適用せず、託送基本料金相当分のみを適用いたします。

ロ　託送基本料金相当分の算定
送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、供給区域ごとに以下の表に定める算定式により算定いたします。

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約容量(kVA)（※1）×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（電灯）－基準託送基本料金単価（電灯））
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力(kW)×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（動力）－基準託送基本料金単価（動力））

関西エリア、中国エリア、四国エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分（6kVA までの部分）	料金の各算定期間における現行託送基本料金（初期区分・電灯）－基準託送基本料金（初期区分・電灯）
	託送基本料金相当分（6kVA 超過部分）	料金の各算定期間の初日における 6kVA を超える契約容量(kVA) ×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（超過区分・電灯）－基準託送基本料金単価（超過区分・電灯））
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力(kW) ×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（動力）－基準託送基本料金単価（動力））

※1：契約電流(A)については 10A を 1kVA に、契約電力(kW)については 1kW を 1kVA に、それぞれ換算して適用いたします。
なお、現行託送基本料金単価から基準託送基本料金単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額（マイナスの額）を託送基本料金相当分とし、お客さまに還元します。

ハ　託送電力量料金相当分の算定
送配電事業者託送料金改定分のうち託送電力量料金相当分は、次の算式により算定いたします。

託送電力量料金相当分	使用電力量（kWh）×（料金の各算定期間における現行託送従量単価－基準託送従量単価）

なお、現行託送従量単価から基準託送従量単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額（マイナスの額）を託送電力量料金相当分とし、お客さまに還元します。

3.　電力未使用時の取扱い
お客さまが電気を使用しなかった期間についても、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、託送供給等約款における基本料金を 2 分の 1 とする規定の適用の有無にかかわらず、2 分の 1 を乗じる前の金額を用いて算定するものといたします。

4.　日割計算が生じる場合の取り扱い
契約の開始もしくは終了、契約種別の変更その他の事由により、料金の算定期間の中途において基本料金について日割計算が行われる場合、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分についても、供給約款別表 5（日割計算の基本算式）（※）に定める算式に準じて日割計算を行います。
※電気供給約款【じもとつながるプラン用】の場合は、供給約款別表 4（日割計算の基本算式）

5.　基準託送料金の定義
基準託送料金とは、基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価の総称とし、原則として 2026 年 10 月 31 日時点で一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金であって、各供給契約のプランに適用されるものと同一の単価をいいます。
ただし、北海道エリアについては、2025 年 10 月の託送料金改定前の水準の単価を基準託送料金といたします。

6.　現行託送料金の定義
現行託送料金とは、現行託送基本料金、現行託送基本料金単価および現行託送従量単価の総称とし、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金（基本料金および電力量料金）のうち、それぞれ供給契約のプランごとに該当する単価を指すものといたします。このうち現行託送基本料金単価は、託送供給等約款上の契約容量による方式（主開閉器契約）の単価によります。

7.　託送料金改定時の算定方法
一般送配電事業者が託送供給等約款の改定により託送料金を変更する場合、当社は、当該一般送配電事業者が当該改定において定める適用の時点の別に応じて、次のイまたはロのとおり送配電事業者託送料金改定分の切替えを行うものとします。

イ　一般送配電事業者が特定の年月日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合
当該適用年月日が料金の算定期間の中途に属するときは、次のとおり算定するものとします。

① 託送基本料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの日数により、按分して算定します。

② 託送電力量料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間における電力使用量にて算定するものとします。

ロ 一般送配電事業者が需要場所ごとの検針の基準となる日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合
当該需要場所に係る検針の基準となる日以降に使用される電気について、新たな託送料金に基づき送配電事業者託送料金改定分を算定するものとします。

8. 算定が困難となった場合の例外対応
一般送配電事業者の託送料金の算定方法や区分等に変更が生じたことにより、上記の算定方法によることが困難となった場合には、当社は、その変更内容に応じて合理的と判断する方法により、送配電事業者託送料金改定分の算定方法を定めます。

＜管轄裁判所＞
供給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。